

市役所からのお知らせ

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

問合せ先 福祉事務所福祉総務係 ☎内線147

社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

近年、犯罪は社会の重大な関心事となっており、重大事件も相次いでいます。

安全で安心して暮らせる明るい社会づくりを目指して地域に根差した運動を展開します。犯罪のない明るい社会実現のため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【行動目標】

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ これらの点に地域社会の理解が得られるよう協力しよう

【重点事項】

「犯罪や非行をした人たちの就労支援」

国民健康保険税の税率・税額が決まりました

○相談・問合せ先 課税に関すること⇒税務課市民税係 ☎内線 113、114、138
納付に関すること⇒税務課徴収係 ☎内線 115、137

平成22年度における国民健康保険税の税率・税額は次の通りです。

医療給付費分・後期高齢者支援金分は、旧市町別の税率・税額が適用されます。これは合併協議の結果、合併後5年間は不均一課税を行うことになっており、今年度が不均一課税の最終年度となります。なお、介護納付金分は統一税率が適用されます。

また、中低所得層の人の負担軽減を図るために、課税限度額も変更となりました。

区分		国民健康保険税						概要
		医療給付費分 (税率・額)		後期高齢者支援金分 (税率・額)		介護納付金分 (税率・額)		
		22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	
松浦・鷹島地域	所得割	8.2%	8.2%	2.5%	2.5%	1.9%	1.9%	課税所得金額に対して
	均等割額	22,100円	22,100円	7,000円	7,000円	8,800円	8,800円	被保険者1人につき
	平等割額	19,400円	19,400円	6,200円	6,200円	4,800円	4,800円	1世帯につき
福島地域	所得割	8.0%	7.8%	2.4%	2.4%	1.9%	1.9%	課税所得金額に対して
	均等割額	21,300円	20,600円	6,600円	6,200円	8,800円	8,800円	被保険者1人につき
	平等割額	18,500円	17,600円	5,700円	5,300円	4,800円	4,800円	1世帯につき
課税限度額		500,000円	470,000円	130,000円	120,000円	100,000円	100,000円	年税額の最高限度額

特別徴収（年金からの引き落とし）されている人へ

国民健康保険税が年金から特別徴収されている人は、本人の希望により納付方法を口座振替に変更することができます。変更を希望する場合は、口座振替依頼書を金融機関へ提出し、本人控えを持参の上、市役所または各支所で手続きをしてください。また、すでに国民健康保険税の口座振替の登録をしている人は、現在でも利用できる口座であることを確認の上、手続きをしてください。

納税が困難な場合は…

特殊事情（災害、会社倒産による失業、所得の激減、生活保護など）により生活が困窮し、本年度の納税が困難な人は、徴収猶予・減免措置などが受けられる場合がありますのでご相談ください。

※減免は、納期限の7日前までに申請が必要です。

松浦市文化・スポーツ功労表彰

問合せ先 生涯学習課社会教育係 ☎内線343

同課スポーツ振興係 ☎内線341

市教育委員会では、本市の文化・スポーツの普及・発展に貢献した個人・団体を表彰し、本市の文化・スポーツの振興を図るため、「松浦市文化・スポーツ功労表彰」を設けています。

被表彰候補者は、文化協会・体育協会・学校などの協力を得ながら、その把握に努めていますが、市民皆さんからも推薦または情報提供をお願いいたします。

なお、表彰は毎年11月または随時行います。

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 総務課行政係

☎内線321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

【日時】 7月8日(木)

午後1時～4時30分

【場所】 別館多目的相談室

【主催】 長崎県司法書士会

みんなの  熱意 &  アイデア で まちづくり

元気なまちづくり活動を応援します!

○問合せ先 まちづくり推進課 政策推進室 ☎内線 355、356

市では、市民皆さんが自主的・主体的に取り組む元気なまちづくりや地域おこし活動などに対し補助金を交付します。

まちづくりに熱意やアイデアを持つ、多くの団体の応募をお待ちしています。

■補助金

1事業当たり100万円以内（1団体1事業）

■補助対象団体（次の①～③を全て満たす団体）

- ①公益的な活動を行っている団体（行う予定の団体を含む）
- ②構成員が5人以上で、市内に在住、勤務または在学する人を主たる構成員としている団体
- ③市内に活動の拠点の有する団体

※ただし、営利を目的とする団体、政治、宗教、特定の人物に対する支持を目的とする団体は、対象になりません。

■補助対象事業

まちづくりに熱意やアイデアを持つ団体が、新たに、またはより発展的な取り組みとして市内で実施し、不特定多数の市民の参加が見込める公益性のある事業で、補助年度以降も申請団体などで継続できるまちづくり事業。

産業振興のために

住民同士の交流促進を

環境美化に向けて

地域協働のまちづくりへ

伝統文化を生かしたい



■補助対象経費

補助対象事業の実施に直接的に必要な経費

※ただし、団体の事務所などの維持経費、経常的な活動経費、交際費、慶弔費、食糧費、不動産取得費

および団体の構成員に対する人件費などの経費は対象になりません。

■募集期限

9月30日(木)

※そのほか詳細は、市ホームページにも掲載しています。